

沖縄県医療計画に関する施策評価実施要領

〔平成31年4月9日決定〕

〔令和6年7月17日改正〕

1 趣旨

この要領は、沖縄県医療計画に関する施策評価実施要綱(以下「要綱」という。)第5条の規定に基づき、要綱第3条に定める施策評価に関して必要な事項を定めるものとする。

2 施策評価の実施時期

原則、前年度末までの実績について、毎年度9月を目途に施策評価を実施する。

3 評価の主な視点

- (1) 沖縄県医療計画(以下「計画」という。)に定める個別施策を着実に実施しているか。
- (2) 個別施策と取り組む施策(中間アウトカム)、目指す姿(最終アウトカム)に整合性はあるか。
- (3) 個別施策及び取り組む施策が目指す姿の達成にどの程度の効果をもたらしているか。

4 検証等の方法

(1) 毎年度の施策の進捗状況の評価

ア がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療、新興感染症発生・まん延時における医療及び在宅医療(以下「5疾病・6事業及び在宅医療」という。)の担当課(以下「担当課」という。)は、様式1を用いて、指標の目標達成を図るために実施する個別施策に係る取組の実施状況を取りまとめる。

イ 担当課は、様式2を用いて、指標の実績値(直近値)を確認し、実績値の推移から個別施策と取り組む施策(中間アウトカム)及び目指す姿(分野アウトカム)の整合性を確認する。

ウ また、個別施策の取り組む施策への貢献度及び取り組む施策の目指す姿への貢献度を分析する。

エ 担当課は、イ及びウの分析を踏まえ、様式1の個別施策の今後の展開方向を検討し、様式2のアウトカム達成に向けての評価及び今後の取組を整理する。

オ 担当課は、エの評価結果について県医療提供体制協議会に設置する部会から意見を聴取し、対応方針を整理する。

カ 保健医療部医療政策課は、担当課が行った評価結果について、県医療提供体制協議会及び地区医療提供体制協議会から意見を聴取する。

キ 担当課は、オ及びカの意見を踏まえ対応方針を整理し、施策評価の結果を取りまとめ、必要に応じて施策の見直しを行う。

(2) 中間評価及び最終評価

ア 計画の3年目において、5疾病・5事業及び在宅医療その他必要な事項について中間評価を上記(1)と同様に行う。

イ 中間評価を行う際には、3年ごとに改訂を行う介護保険事業(支援)計画及び障害

福祉計画と整合を図り、必要に応じた計画の変更を行う。

ウ 計画の6年目において、計画に定める事項について最終評価を上記(1)と同様に
行い、次期計画の施策に反映する。

附 則

この要領は、平成31年4月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年7月17日から施行する。